

保医発 0701 第 1 号
令和 4 年 7 月 1 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する
診療報酬明細書の記載等について」の一部改正について

「検査料の点数の取扱いについて」（令和 4 年 6 月 28 日付け保医発 0628 第 4 号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官連名通知）において、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）が改正され、SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出が追加されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和 2 年 5 月 13 日付け保医発 0513 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知。令和 3 年 5 月 12 日最終改正。）を改正し、別紙のとおり取り扱うこととしたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段のご配慮を願いたい。